



本庁 市民課 ☎ 0986-76-8805 大隅支所 地域振興課 ☎ 099-482-5923
財部支所 地域振興課 ☎ 0986-72-0934
鹿屋年金事務所 ☎ 0994-42-5121 (はじめに音声ガイドが対応します)

民間委託事業者について

日本年金機構では、国民年金保険料を納付期限までに納めていただけない方に対し、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っています。曾於市に住所のある方(鹿屋年金事務所管内)への案内は「日立トリプルウィン・NTT印刷共同企業体(Tel 0570-012060)」という民間事業者が担当しています。平日の日中に連絡がつかない方へは、土日祝日の朝8時から夜9時にかけても電話や訪問をする場合があります。

なお、平成29年7月以降、民間事業者の訪問員による「戸別訪問による保険料の収納業務」については廃止していますので、現金をお預かりしたり、銀行口座を指定してATMの操作により振込みをお願いすることは一切ありません。

鹿屋年金事務所による年金相談

5月13日(水) 時間：午前10時～午後3時 場所：大隅支所 別館2階大会議室
相談は無料ですが予約が必要です。(予約先：大隅支所市民係 ☎ 099-482-5923) 定員になり次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、年金請求の相談が優先となります。
※新型コロナウイルスの流行のため、中止になる場合があります。



税金の減免について
税務課 ☎ 0986-76-8804

税の減免とは税金が免除されたり、その一部が減免されること。税金の種類によって減免対象になる方は異なりますので左記をご確認ください。

◎軽自動車税(種別割)の減免対象

障害者手帳等をお持ちの方、社会福祉法に基づく社会福祉事業を行う法人、身体障害者専用車両をお持ちの方で一定の要件を満たす方など。

※障害の等級によっては減免を受けられないことがあります。

◎固定資産税の減免対象

生活保護を受けている方の所有する固定資産税、公益のため使用されている固定資産税。

＼ ちょっとお知らせ ＼

軽自動車税(種別割)の納税証明書について

車検のある軽自動車で、軽自動車税(種別割)の納税証明書(継続検査用)の有効期限欄に「*」印が印字されている方は、前年度以前に未納分があるため、そのままでは車検が受けられません。未納分を納めていただくようお願いいたします。

◎減免の申請は納期限までに
軽自動車税(種別割)・固定資産税の減免申請をされる場合は、納期限までに申請をしてください。納期限を過ぎると減免できなくなりますので、ご注意ください。



問い合わせ先
消費生活センター
☎ 0986-76-8823

曾於市消費生活弁護士相談会のお知らせ
日時…5月13日(水)午前10時～正午
場所…市役所本庁 1階 厚生室
※相談無料。事前申込が必要です。

相談できる内容は？

◎「商品やサービスの契約をして事業者とトラブルになった」「ある製品を使ってけがをしてしまった」「身に覚えのない請求メールやはがきが届いたが対

消費生活センターは、トラブルにあった消費者からの聴き取りなどにより問題を整理し、トラブルを解決するための支援を行っています。消費生活のトラブルで困ったときはご相談ください。早めの相談が被害を防ぎます。

せん)をします。
理由で自主交渉が難しい場合や複雑な案件で個人での対応が難しい場合には交渉の手伝い(あ

消費生活センターとは？

◎消費生活センターは、都道府県や市区町村等が運営する消費生活に関する相談窓口です。

◎専門の相談員が電話や来所での相談を受け付け、中立・公正な立場からトラブルを解決するための助言や情報提供を行っています。高齢や病気があるなどの

処方法を知りたい」「多重債務になっている」など、消費生活に関するトラブルについて相談することが出来ます。

◎個人間のトラブル、人間関係のトラブル、労働問題、相続や家族関係のトラブル、事業者の方からの相談については受け付けていません。必要に応じて相談内容に対応した相談窓口をご案内させていただきます。

個人間のトラブル、人間関係のトラブル、労働問題、相続や家族関係のトラブル、事業者の方からの相談については受け付けていません。必要に応じて相談内容に対応した相談窓口をご案内させていただきます。

乳歯から永久歯の生えかわり

乳 歯の数は20本で3歳頃までに生えそろいます。前歯で噛み切り、犬歯で引きちぎり、臼歯ですりつぶし、唾液と混ぜ合わせて飲み込みやすい形態にします。20本生えそろったからといっておとなと同じように食べることができるわけではありません。毎日の食事でさまざまな触感の食べ物を体験することやよく噛むことなどで、身体の発育と同じようにあごの骨も発育します。その証が歯と歯の間にできる**すき間**です。

5～6歳くらいになると生えかわりが始まります。乳歯の下には、永久歯がスタンバイしていて生えかわりの時期が近くなると、乳歯の根っこを溶かしながら外に出てこようとします。乳歯の根っこが少なくなるとグラグラし始め、

根っこがすっかりなくなると、乳歯は自然に抜けおちてやがて永久歯が生えてきます。

ところが、この仕組みがうまくいかず、乳歯が抜けられないまま永久歯が違う場所に生えたり、乳歯が抜けてもすき間がなく永久歯が斜めに生えたりすることも多くなっています。学童期は特に生えかわりがスムーズにいくようにかかりつけ歯科医院で定期的に診てもらうことをお勧めします。

問い合わせ先
保健課 ☎ 0986-76-8806

